

国立歴史民俗博物館 研究報告 第31集

- | | |
|--|-------|
| 幕末庄屋家の一少年
—石見福光下村恵比寿屋新太郎の生涯— | 塚本 学 |
| 『江戸図屏風』製作の周辺
—その作者・製作年代・製作の意図などの模索— | 水藤 真 |
| 辻川時代の柳田国男
—基礎的経験としての貧困— | 藤井 隆至 |
| 王の舞の解釈学 | 橋本 裕之 |
| 宮負家『祝義簿』の研究
—近世農民家族の通過儀礼と子育て意識— | 太田 素子 |
| 銅鐸絵画の原作と改作 | 春成 秀爾 |
| 海南島における土器づくり | 西谷 大 |
| 東国における中世在地系土器について
—主に関東を中心にして— | 浅野 晴樹 |

平成3年3月

国立歴史民俗博物館

研究報告

第31集

* 目次

■幕末庄屋家の一少年……………	塚本	学	1
——石見福光下村恵比寿屋新太郎の生涯——			
■『江戸図屏風』製作の周辺……………	水藤	真	27
——その作者・製作年代・製作の意図などの模索——			
■辻川時代の柳田国男……………	藤井	隆至	45
——基礎的経験としての貧困——			
■王の舞の解釈学……………	橋本	裕之	73
■宮負家『祝義簿』の研究……………	太田	素子	107
——近世農民家族の通過儀礼と子育て意識——			
■銅鐸絵画の原作と改作……………	春成	秀爾	1
■海南島における土器づくり……………	西谷	大	29
■東国における中世在地系土器について……………	浅野	晴樹	55
——主に関東を中心にして——			

平成三年三月

**Bulletin of
the National Museum
of Japanese History
vol. 31**

Contents:

TSUKAMOTO, M.	The Life of a Village Headman's Son in the Closing Years of Tokugawa Regime	1
SUITO, M.	About "Edo-zu-byobu-Folding Screen with Illustrated Scenes from the Edo Period"	27
FUJII, T.	Kunio Yanagita in His Infancy and Childhood in Tsujikawa	45
HASHIMOTO, H.	Interpretation of Oh-no-Mai (King's Dance)	73
OHTA, M.	A Study on Miyaois' "Shûgibo" on the Record of Gifts	107
HARUNARI, H.	Original Drawings on <i>Dotaku</i> Bronze Bells and Their Replicas	1
NISHITANI, M.	Pottery Manufacture on Hainan Island	29
ASANO, H.	Regarding Local Pottery in the Eastern Part (Mainly Kanto) of Japan	55

Mar. 1991

国立歴史民俗博物館研究報告寄稿要項

1. 国立歴史民俗博物館研究報告は、歴史学、考古学、民俗学およびそれらの協業による広義の歴史学ならびにそれらと関連する諸科学に関する論文、資料・研究ノート、調査研究活動報告等を掲載・発表することにより、それらの学問の発展に寄与するものである。
2. 国立歴史民俗博物館研究報告に寄稿することができる者は、次のとおりとする。
 - (1) 国立歴史民俗博物館（以下「本館」という）の教官（客員教授等を含む）および本館の組織、運営に関与する者
 - (2) 本館が受け入れた各種研究員および研究協力者等
 - (3) その他本館において適当と認めた者
3. 原稿を寄稿する場合は、論文、資料・研究ノート、調査研究活動報告等のうち、いずれであるかをその表紙に明記するものとする。なお、この区分についての最終的な調整は、国立歴史民俗博物館研究委員会（以下「研究委員会」という）において行う。
4. 原稿執筆における使用言語は、日本語を原則とする。ただし、他の言語を用いる場合は、研究委員会に相談するものとする。
5. 特殊な文字、記号、印刷方法等が必要な場合は、研究委員会に相談するものとする。
6. 寄稿する原稿には、原則として英文により400語程度の要旨を付けるか、あるいは英訳用の和文800字以内の要旨を付けるものとする。
7. 寄稿する原稿の枚数は、原則として制限しない。ただし、研究委員会の判断により、紙数等の関係から分割して掲載することがある。
8. 寄稿する原稿は、必ず清書し、原稿の写し1部を添付するものとする。
9. 寄稿された原稿は、研究委員会において検討のうえ、採否を決定する。
10. 稿料の支払い、掲載料の徴収は行わない。
11. 原稿の寄稿先および連絡先は、次のとおりとする。

〒285 佐倉市城内町 117 番地 国立歴史民俗博物館内
国立歴史民俗博物館研究委員会（電話 代表 0434-86-0123）

国立歴史民俗博物館研究報告 第31集

平成3年3月23日 印刷
平成3年3月30日 発行（非売品）

編集・発行 国立歴史民俗博物館
〒285 千葉県佐倉市城内町117
電話 0434-86-0123（代表）

印刷 第一法規出版株式会社
〒107 東京都港区南青山2-11-17
電話 03-3404-2251代表

Bulletin of the National Museum of Japanese History vol. 31

- TSUKAMOTO, M. The Life of a Village Headman's Son in the Closing Years of Tokugawa Regime
- SUITO, M. About "Edo-zu-byobu-Folding Screen with Illustrated Scenes from the Edo Period"
- FUJII, T. Kunio Yanagita in His Infancy and Childhood in Tsujikawa
- HASHIMOTO, H. Interpretation of Oh-no-Mai (King's Dance)
- OHTA, M. A Study on Miyaois' "Shûgibo" on the Record of Gifts
- HARUNARI, H. Original Drawings on *Dotaku* Bronze Bells and Their Replicas
- NISHITANI, M. Pottery Manufacture on Hainan Island
- ASANO, H. Regarding Local Pottery in the Eastern Part (Mainly Kanto) of Japan

Mar. 1991